

# 戦傷病者等の妻に対する特別給付金、特例給付金

## 1 概説

戦傷病者を永年介護してきた妻の労苦に対し、国として特別の慰藉を行うことを目的に制定されたもので、満州事変（昭和6年9月18日）以後の受傷・り病により、一定の基準日において恩給法上の傷病恩給、援護法上の障害年金などの年金給付を受ける権利を有する戦傷病者等の妻に対し、特別給付金（継続支給時に当該戦傷病者等が平病死している場合は、その妻に特例給付金）が支給されています。

国債償還が終了したときは、法律改正により継続支給措置がとられています。

（昭和41年法律第109号「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」）

## 2 支給事由

規定の基準日において、夫たる戦傷病者等が恩給法による増加恩給や傷病年金、援護法による障害年金等を受給しており、かつ、その戦傷病者と妻が婚姻している場合に、妻に対して記名国債が支給されます。

また、これまでに規定の戦傷病者等の妻に対する特別給付金の受給権を取得した妻で、夫たる戦傷病者等が規定の期間において平病死した場合にも、妻に対して記名国債が支給されます。（特例給付金）

## 3 受給者

戦傷病者等の妻

## 4 請求手続等

(1) 請求手続（受付窓口）

（経由、資料整備）

（裁 定）

市（区）町村

→

居住地都道府県

→

本籍地等都道府県

(2) 裁定と受領手続

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に同じ）

## 5 その他

(1) 受給権の消滅

権利を取得した日から3年以内に請求しない場合は、時効により消滅します。

(2) 国債の譲渡・担保・差押は、法律で禁じられています。（政令で定めるものを除く）

(3) 不服申立ては、「行政不服審査法」が適用されます。